

自己資本の状況

※信用リスクの算出については、標準的手法を採用しているため、内部格付手法に関する記載は省略しております。

※マーケット・リスクは該当ないため、記載は省略しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

■自己資本調達手段の概要

自己資本については、普通株式及び種類株式により資本調達を行っております。普通株式及び種類株式の内訳は以下のとおりであります。

普通株式	576,200株
第一種無議決権株式	283,800株
合計	860,000株

■銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2012年3月末現在の資本金は372億50百万円、資本準備金は46億26百万円となっております。

「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下「自己資本比率に関する告示」)」に基づいて算出した自己資本比率は、35.09%と十分な水準を確保しております。

自己資本比率の算出にあたり、信用リスクについては標準的手法、オペレーショナル・リスクについては、先進的計測手法を採用し、また「自己資本比率に関する告示」の特例(平成20年金融庁告示第79号)を適用しております。

また、当社では自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク区分毎に評価したリスクを総体的に捉え、当社の経営体力(自己資本)と比較・対照することによる自己管理型のリスク管理を行っており、総合的な観点から自己資本の確保を図っております。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

取締役会において定めた当社の与信に関する普遍的な基本方針「クレジットポリシー」に従い、信用リスク管理体制を社内規程に定め、適切な信用リスクのコントロールに努めております。

また、資産の健全性を確保し、資産内容を客観的に反映した正確な財務諸表の作成及び適切な償却引当を行うため、取締役会において自己査定及び償却引当の規程を定めております。

各部門から独立した業務監査室が、信用リスク管理状況等につき定期的に監査を行い、与信業務のけん制を行うとともに、取締役会等に監査結果の報告を行います。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の5社となっております。

なお、複数の適格格付機関が格付を付与している場合は、その格付に対応するリスク・ウェイトのうち、2番目に小さいリスク・ウェイトを適用しております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

いずれのエクスポージャーも上記5社の適格格付機関を使用しております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。

2012年3月末時点においては、「自己資本比率に関する告示」における信用リスク削減手法の対象となる債権は該当ありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当社は投資家として証券化エクスポージャーを保有する方針としております。証券化エクスポージャー商品のリスク管理については、額面ベースでの投資額許容量上限を設定（必要に応じて個別銘柄毎の投資上限も設定する）し、日次でその遵守状況を管理しております。また、その他に保有する有価証券等の資産と合算したポジション極度による管理も行っております。リスクモニタリングは、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行った上で、業務部門から独立したミドルセクションにおいて実施する体制としております。モニタリング結果は日次で社内報告するとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、実効性の高い相互けん制機能を確保しております。

2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法を採用しているため、該当ありません。

3. 証券化取引に関する会計方針

当社は投資家として証券化エクスポージャーを保有する際は、金融商品会計基準等に従い、適切に会計処理を行います。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の5社となっております。なお、複数の適格格付機関が格付を付与している場合は、その格付に対応するリスク・ウェイトのうち、2番目に小さいリスク・ウェイトを適用しております。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 基本的な考え方

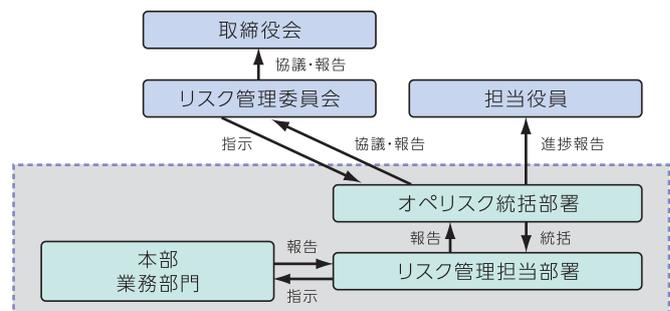
当社では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから生じる損失に係るリスク」と定義し、オペレーショナル・リスクの認識・評価・コントロール・モニタリングを効果的に実行しうるフレームワークを整備すること、リスクの顕在化に備えた事故処理体制・緊急時体制を整備すること等を基本方針として、オペレーショナル・リスク管理の向上に取り組んでおります。

(2) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクの認識・評価・コントロール・モニタリングを効果的に実行するため、当社ではリスク管理部をオペレーショナル・リスクの管理統括部署と定め、事務リスク・システムリスクなどそれぞれのオペレーショナル・リスクを所管する部署とともに、オペレーショナル・リスクを管理する体制としております。また、当社の横断的な意思決定機関であるリスク管理委員会において、定期的にリスク削減策の協議を行う等、より実効性の高い体制を構築しております。

なお具体的な管理手続として、①各リスク所管部署にて内部損失・外部損失・業務環境要因等に関するデータ収集・分析を行い、当社で生じうるオペレーショナル・リスクを認識・評価する、②リスク管理部にて検証を実施しリスク量を計測する、③リスク管理委員会にその結果・リスク削減計画を報告し、同委員会にて特にリスクの高いオペレーショナル・リスクシナリオに対する削減策の協議を行う、④定期的にリスク管理部担当役員にリスク削減状況の進捗報告を行う、等を実施しております。

〈オペレーショナル・リスク管理体制〉



2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

先進的計測手法

3.先進的計測手法の概要

先進的計測手法(AMA)とは、過去の損失実績等をベースに、内部のリスク計測手法を用いて想定されるオペレーショナル・リスク相当額(期間1年、信頼水準99.9%で求められるオペレーショナル・リスク損失額)を算出する方法です。バーゼルⅡにおいて使用が認められているその他の計測手法「基礎的手法」や「粗利益配分法」が、粗利益に一定の掛目を乗じて算出するのに対して、先進的計測手法は内部モデルを用いて計測することで、より精緻なリスク把握が可能となる手法と言えます。

当社では、オペレーショナル・リスク計測モデルとして親銀行である三井住友銀行が定めた「配分手法」を採用しております。配分手法とは、バーゼルⅡにおいて「親銀行の連結所要自己資本を一定の指標に基づき子銀行に配分し、その配分額を当該子銀行自身の所要自己資本とするもの」として定義されている手法のことで、概要は以下の通りです。

(1)配分手法とは

オペレーショナル・リスク相当額を算出する方法として、独自の計量化モデルを制定する方法も考えられますが、信頼度の高い計量化モデルを新たに制定する為には、多くの内部損失データが必要となります。しかしながら当社の場合には、イベントタイプ※別に見ると内部損失が全く発生していない、または発生していてもそのデータ数が非常に少ないケースが多く、安定的なリスク計量結果の導出が困難な状況にあります。

そこで親銀行である三井住友銀行が使用する計量化モデルを近似する統計学的な枠組みである、当社のオペレーショナル・リスクの状況を適切に反映する手法として同行が制定した「配分手法」を、当社のオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることとしております。

2012年3月末基準でのイベントタイプ別オペレーショナル・リスク相当額 (金額単位:百万円)

損失事象の種類(イベントタイプ別)		オペレーショナル・リスク相当額
①	内部の不正行為	3
②	外部の不正行為	9
③	労務慣行及び職場の安全	65
④	顧客、商品及び取引慣行	21
⑤	物的資産の損傷	6
⑥	事業活動の中断及びシステム障害	182
⑦	取引実行、デリバリー、プロセスの管理	446
合計		732

※ 7つに区分された損失事象の種類のこと(内部不正による損失等)

(2)配分手法の制定

配分手法の枠組みの要件として、以下が考えられます。

①リスク感応度

当社のオペレーショナル・リスクの状況(内部損失、アセスメント)を適切に反映すること

②ユーステスト

運用上分かり易く、また内部でのリスク管理・削減等に努められる手法であること

③安定性

データの少ない当社においても適用可能で、安定的にリスク資本相当量が算出できること

まず、同手法は三井住友銀行で使用する計量化モデルに相当するものでシミュレーションを実施する枠組みではないため、データの発生していない(または少ない)当社においても適用できる、「③安定」的な手法となっております。同手法に求められる最も重要な「①(適切な)リスク感応度」については、当社のリスクプロファイルを親銀行である三井住友銀行と比較した場合、規模等からも高額部分のアセスメント評価結果がない、あってもリスク分布の状況が異なる、などの相違が挙げられますが、それらの特徴についての勘案も配分手法の枠組みには取り入れられており、同手法が適切なリスク感応度を持っていることを当社においても確認しております。また同手法は、当社で生じうるオペレーショナル・リスクの定量評価である「アセスメントによるシナリオ評価」の結果を入力するデータとしておりますが、加えて、内部損失の発生状況についても入力データとして織り込んでおり、分かり易くリスク削減に取り組むことが可能な枠組みとなっております(「②ユーステスト」)。

なお、イベントタイプ別に入手した各種データを配分手法に適用し、相関を考慮せず単純に合計した金額を、当社のオペレーショナル・リスク相当額としております。

(3) アセスメントによるシナリオ評価

アセスメントによるシナリオ評価とは、当社で生じうるオペレーショナル・リスクを把握し、シナリオ毎にリスクレベルやコントロールレベルを評価することを通じて、リスクを定量評価する一連の手続のことです。

具体的には、まず、事務手続等を用いて業務毎のプロセスに内在するリスクを類型化し、網羅的にオペレーショナル・リスクが生じうるシナリオを導出します。導出したシナリオについて、個別に「リスク評価」と同リスクに対する「コントロール評価」を行います。このように評価したシナリオについて、過去の損失発生状況を踏まえて損失が発生する「頻度」を推計し、また業務量等に基づき損失が発生する「規模」を推計し、損失頻度と損失規模の推計結果から、シナリオ毎にリスク量の定量的評価を行います。この評価結果から、配分手法に入力するシナリオデータを作成しております。また、リスクの影響度の高いシナリオについてはリスク削減計画を策定する等、リスク削減にも取り組んでおります。

また、シナリオの網羅性及び妥当性を確保するために、内部損失データや外部損失データ、ならびに収集した業務に関連する法令改正や内部規定改定、新規業務等に関する情報を使って、定期的に検証を実施しております。

(4) 検証体制

配分手法の妥当性検証のために、当社ではリスク計測前の事前検証、及び同手法によるリスク計測後の事後検証「バックテスト」を定期的実施する枠組みとしております。

事前検証とは、配分手法の信頼性を継続的に検証する枠組みであり、配分手法の推計精度が落ちていないかどうかを三井住友銀行にて検証するものです。また、バックテストについては、配分手法によるリスク計測結果が保守的であったかを当社にて検証するもので、具体的には実際に当社で発生した期間1年間の内部損失額が、配分手法により算出されたオペリスク相当額を超過していないかどうかを確認するものです。超過時には、同テストの超過回数に応じて、配分手法により得られた結果に乗数を乗ずる対応を実施し、計量結果の保守性を維持するように対応してまいります。

また、アセスメントによるシナリオ評価の安定性・適切性・妥当性検証のために、1年に1回「スタビリティテスト」(安定性を検証するためのテスト)及び「コンパリソテスト」(適切性・妥当性を検証するためのテスト)についても実施する枠組みとしております。

「スタビリティテスト」は、シナリオ評価時に種々のストレスを与え、その影響度合いを分析することでシナリオ評価の安定性を確認するために、当社にて実施します。「コンパリソテスト」は、主要なシナリオ評価の内容を親銀行と比較検証することで、シナリオ評価の適切性・妥当性を確認するために、三井住友銀行にて実施します。以上の検証を継続的に実施し、オペレーショナル・リスクの適切な計量を行う体制としております。

4. 保険によるリスク削減の有無

該当ありません。

■銀行勘定における銀行法施行令第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における金利リスク管理については、金利リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しております。また、定期的にイールドカーブの形状変化(フラットニングやスティーピング)に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしております。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行った上で、業務部門から独立したミドルセクションにおいて実施する体制としております。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、実効性の高い相互けん制機能を確保しております。

2. 当社が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量算定のために以下の前提をおいております。

① コア預金

流動性預金残高のヒストリカルデータを基にコア預金設定額を推計し、満期を2.5年(推計された金額を1ヶ月から60ヶ月まで均等分割)として設定しております。

② 金利リスク量算定の金利ショック幅シナリオ

保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1または99パーセントタイル値を使用しております。

■自己資本の構成及び充実に関する事項

(金額単位:百万円)

		平成23年3月31日現在	平成24年3月31日現在
基本的項目	資本金	37,250	37,250
	資本剰余金	4,626	4,626
	利益剰余金	6,207	7,586
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	計 (A)	48,084	49,463
補完的項目	一般貸倒引当金	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	補完的項目不算入額(△)	—	—
	計 (B)	—	—
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	準補完的項目不算入額(△)	—	—
	計 (C)	—	—
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
	基本的項目からの控除分を除く 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	—	—
	控除項目不算入額(△)	—	—
	計 (D)	—	—
自己資本の額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	48,084	49,463
リスクアセット等	資産(オン・バランス)項目	121,346	121,913
	オフ・バランス取引項目	9,431	9,868
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,290	9,151
	計 (F)	140,068	140,933
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{(E)}{(F)} \times 100$		34.32%	35.09%
単体基本的項目比率(国内基準) = $\frac{(A)}{(F)} \times 100$		34.32%	35.09%
信用リスクに対する所要自己資本額		5,231	5,271
標準的手法が適用されるポートフォリオ		5,231	5,271
証券化エクスポージャー		—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額		371	366
単体総所要自己資本額		5,602	5,637

- (注) 1.信用リスクについては、すべてのエクスポージャーに標準的手法を採用しております。
 2.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額は、先進的手法によるものです。
 3.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーは該当ありません。
 4.銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)の特例(平成20年金融庁告示第79号)を適用しております。

■信用リスクに関する事項

〈種類、地域及び業種別エクスポージャーの期末残高〉

(金額単位:百万円)

	平成23年3月31日現在				平成24年3月31日現在			
	貸出金等	債券	その他	合計	貸出金等	債券	その他	合計
国内								
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸、情報通信、公益事業	—	67,339	191	67,531	—	65,427	152	65,580
金融・保険業	47,156	157,313	105,757	310,228	49,342	147,211	134,839	331,393
不動産業、物品賃貸業	—	13,801	9,309	23,111	—	15,062	10,906	25,969
各種サービス業	—	27,300	119	27,420	—	13,853	258	14,111
地方公共団体	—	4,981	11	4,993	—	19,045	31	19,077
その他	25,380	87,186	16,240	128,806	26,983	96,250	25,810	149,043
小計	72,536	357,923	131,631	562,091	76,325	356,851	171,998	605,175
海外	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	72,536	357,923	131,631	562,091	76,325	356,851	171,998	605,175

(注)1.種類別内訳のその他には、法人向けの未取手数料、投資信託、ATM仮払金、固定資産等が含まれております。

2.貸出金等には、貸出金、オフ・バランス資産が含まれております。

3.海外は該当ないため、内訳の記載を省略しております。

〈種類及び残存期間別エクスポージャーの期末残高〉

(金額単位:百万円)

	平成23年3月31日現在				平成24年3月31日現在			
	貸出金等	債券	その他	合計	貸出金等	債券	その他	合計
1年以下	47,205	109,635	108,083	264,924	49,389	33,709	138,247	221,346
1年超3年以下	201	57,258	—	57,460	187	168,308	—	168,496
3年超5年以下	201	136,210	—	136,412	206	91,511	—	91,717
5年超7年以下	107	36,538	—	36,645	104	40,700	—	40,804
7年超	—	18,280	—	18,280	—	22,622	—	22,622
期間の定めのないもの	24,820	—	23,548	48,368	26,436	—	33,751	60,188
合計	72,536	357,923	131,631	562,091	76,325	356,851	171,998	605,175

(注)1.種類別内訳のその他には、法人向けの未取手数料、投資信託、ATM仮払金、固定資産等が含まれております。

2.貸出金等には、貸出金、オフ・バランス資産が含まれております。

〈三月以上延滞エクスポージャーの地域及び業種別期末残高〉

(金額単位:百万円)

		平成23年3月31日現在	平成24年3月31日現在
国内	個人	132	114
	小計	132	114
海外		—	—
合計		132	114

(注)海外は該当ないため、内訳の記載を省略しております。

〈一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の地域及び業種別期末残高及び期中の増減額〉

(金額単位:百万円)

		平成23年3月31日現在	平成24年3月31日現在	増減
国内	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	33	32	△0
	個人	33	32	△0
	小計	33	32	△0
海外		—	—	—
合計		33	32	△0

(注)1.特定海外債権引当動定は、該当ありません。

2.海外は該当ないため、内訳の記載を省略しております。

〈業種別の貸出金償却の額〉

該当ありません。

〈リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー残高〉

(金額単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	平成23年3月31日現在		平成24年3月31日現在	
	エクスポージャー 残高	うち格付を適用 している残高	エクスポージャー 残高	うち格付を適用 している残高
0%	103,996	103,996	141,646	141,646
10%	109,279	—	110,914	—
20%	277,495	277,495	273,204	273,204
50%	1,323	1,290	16,864	16,831
75%	25,427	—	27,021	—
100%	44,468	18,958	31,837	6,434
150%	99	1	3,686	3,571
合計	562,091	401,742	605,175	441,688

(注) 1.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

2.エクスポージャー残高のうち、オフ・バランス資産は、与信相当額を記載しております。

■信用リスク削減手法に関する事項

該当ありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1.銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

2.銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■信用リスクアセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(金額単位:百万円)

対象通貨	損益額	
	平成23年3月31日現在	平成24年3月31日現在
日本円	△4,869	△677

■報酬等に関する開示事項

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当社の対象役員以外の役員および従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では、基準額を2千万円に設定しております。当該基準額は、当社の過去3年間における役員報酬額の平均をもとに、役員員の雇用形態を勘案した調整を加えて設定しております。

(イ) 「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 「対象役員」の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 「対象役員」の報酬等に関する方針について

役員の報酬等は基本報酬で構成され、役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しております。

(2) 「対象役員」の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

取締役会は、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

役員報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳	
			基本報酬	退職慰労金
対象役員	8	119	114	4

(注) 株式報酬型ストックオプション、賞与は、該当ありません。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。